

# 府政報告 日本共産党京都府会議員団

No. 1867

発行 2006年10月3日 TEL 075-414-5566 FAX 075-431-2916 E-mail giindan@jcp-kyotofukai.gr.jp

9月28日、29日、京都府議会9月定例会で、日本共産党の光永敦彦議員、前窪義由紀議員、新井進議員が一般質問にたちました。その大要をここに紹介いたします。

みつなが敦彦 (日本共産党・京都市左京区)

2006年9月28日

【光永】日本共産党の光永敦彦です。通告により知事ならびに関係理事者に質問します。

## 府立大学・府立医科大学の法人化について

【光永】まず府立大学および府立医科大学の法人化についてです。

7月4日の定例議会本会議で、知事は突然2008年度をめどに府立大学と府立医科大学の両大学を法人化する方針を明らかにしました。

そもそも、2003年の地方独立行政法人法成立の際、衆参両院の付帯決議では「憲法が保障する学問の自由と大学の自治を侵すことがないよう、大学の自主性、自律性を最大限発揮しうるための必要な措置を講ずること」と述べられました。ところが実際はどうでしょうか。全国二十三大で公立大学法人化がされていますが、実施状況をうかがうと、首都大学東京や私が直接お話を聞いた横浜市立大学では、トップダウンによる法人化により多数の教員が流出してしまいました。また大阪市立大学では、五年間で経費20%削減を強いられ、法人事務職員が人材派遣会社でまかなわれる、また北九州市立大学では、学生の授業評価や論文本数などを基に、大学が教員の業績を評価し、それに応じて給与や賞与だけでなく、研究費まで傾斜配分する仕組みを導入するなど、効率化や目先の成果を強いられる中、教員アンケートで「やる気が失せた」「客観性や公平性を担保できていない」との声が相次いでいます。これらは大学の自治と学問の自由をふみにじるものではないでしょうか。また、国立大学法人では、法人化後、89大学のうち88大学で授業料が値上げされており、学生の学ぶ権利を奪う事態がおこっています。それだけに、本府の法人化方針は撤回すべきです。また、全国の事例についてどう認識していますか。お答えください。

さて、計画発表を受け、7月に議員団として「法人化」方針の撤回と、情報の公開、関係者や広範な府民による慎重な論議を申し入れましたが、理事者は「この問題では六年も論議してきた」と繰り返し述べました。しかし、自治が尊重されるべき大学内で法人化を合意した事実など全くないのです。しかも今回の法人化の対象には府立医科大学付属病院が含まれています。岐阜大学の黒木学長によると「国立大学付属病院が破綻の危機に面している。病名は『経営危機』、病因は医療と教育の重要性を考えない一律の財政改革」とのべ「ことの始まりは国立大学の法人化」と厳しく指摘されています。府民の医療に責任をもつべき病院のあり方が明らかにされないまま法人化をすすめることは絶対に認められません。しかも2008年4月の法人化など突貫作業なくしてはできないほど性急なものです。

それだけに、トップダウンによる方針決定のやり方を改め、教職員や学生はもちろん、関係者や府民から意見を聴取し協議する場として府民会議の設置など府民的な合意が必要です。いかがですか。

さて、府立医科大学および付属病院は、明治5年11月、青蓮院内の多くの仮療病院を起源に、今日まで府民の命と健康を守る拠点として、府内では卒業生が地域医療を守っておられます。また府立大学は、京都府簡易農学校と府立女子専門学校を母体として設立され、これまで農業や産業振興、文芸など、行政機関や試験研究機関、市町村等との連携により京都に溶け込んだ大学として地域の発展のため大きな役割を果たしてきました。府立大学や府立医科大学の府民からの信頼の深さは、両大学の100年を超える営々として築いてこられた地道な研究とそれを支えた人たちの賜物ではないでしょうか。

そのことは、ノーベル物理学賞を受賞された東京大学小柴名誉教授も「応用研究は、3年もたつと目安がつくが、基礎研究は必ずこれこれの成果が出るとは限らない。しかし、基礎科学は非常に大切な分野だ。」とのべ、また京都大学益川名誉教授も『「今すぐ役立つかどうか」というものさし

で『評価』するのはまずいと思います。」とのべられているとおり、大学の改革は歴史と伝統ある府立の両大学の独自性を生かすことこそ求められています。それなのになぜ法人化が必要なのか。明らかにすべきです。あわせて、人員の充実や施設や設備の拡充などについての基本的考えをお聞かせください。

**【知事】**府立両大学の法人化について、少子高齢化やグローバル化、情報化、めざましい科学技術の進展など社会経済が大きく変化する中で、大学も府民のニーズにしっかりと対応していくためにも、法人化のメリットとその問題点をしっかりと踏まえたい。大学が意欲的に、柔軟に、教育研究や地域貢献をすすめ、府民に開かれた府民のための大学となるように法人化をすすめていきたい。現在、23の大学が法人化されており、平成19年度には13大学が法人化される予定であり、私も、非常に長い年月をかけて慎重にこの議論をすすめてきた。私自身も総務部長の時から、この議論に参加しているが、大学と一体となって、まさに、大学からの要請に基づいてこの議論をすすめてきた。こういう中で、繰り返し「大学のあり方懇話会」や「21世紀の府立大学の検討会議」などでも両大学の意志を十分に踏まえてきたところであり、今後は、議会はもとより広く府民のパブリックコメント等を通じて意見も聞くこととしている。

人員や施設の拡充については、府立医科大学の外来診療病棟など、京都府をあげて大学の整備に取り組んでいる。これからもしっかりと対応していく。法人化により、府立の両大学が築いてきた伝統と実績を基盤にしながら、時代の変化を捉えた新しい分野の挑戦と、府民のみなさまへの積極的な説明責任を果すことによって、これからの時代に合った一層個性と魅力ある大学を実現できるようにしたい。

**【光永】**先程知事が法人化は大学からの要請だという話しをされたが、これは全く事実と違う。大学の改革が時代に応じて必要だということは、確かに大学内で論議があった。しかし、法人化をするという合意は、これまでも一回も合意されたことは無いわけです。そのことは認識を改めて頂きたい。だから白紙撤回して府民的な合意をした上で論議をすすめるべきだということを、私は述べたわけです。改めて聞きますが、知事の答弁で説明責任だとか、情報公開、地域貢献ということを言われたが、これらは法人化をしなくても、これまでだって努力してきたし、今後も、今の時代の要請に応じて努力するのは当然だと思う。法人化せざるを得ないと知事が言うのは、結局、人件費の節減や経営の効率化、そこしか法人化する意義がないのではないかと、改めて答弁を聞いて思いました。その結果、大学の自治や学問の自由が今、ないがしろにされる事態が既に、公立大学でも国立大学でも起こっているわけです。だから、法人化は反対だと私は言っているのです。知事は、法人化以外の選択肢がないというふうに考えておられるのか、改めてお答え下さい。

**【知事】**私どもがこの結論を出したのはまさに、府立大学も参加した中での懇話会等でやったわけですので、その点をご認識頂きたいと思います。例えば、予算の単年度主義では、十分な人材育成や長期の観点はできません。例えば、京都大学では、貸借対照表やそうした中でも、特に、国立大学法人業務等で、国民が負担しているコストを明確に出していく。これは府民責任を果す上で、私は当たり前ではないかと思うが、こうした観点からも、しっかりと財務諸表等が今できてきている。さらには、組織定数・採用などが自主的で柔軟な決定が可能だ、または、権力機構という観点から、厳しい公務員の制限に対して、民間との連携がとられると思う。私は、京都大学の場合でも、一律と削減による弊害は指摘されているが、それは法人化とは全く違う話で、国がそもそもの交付金のあり方を変えているということであり、法人化とは関係ない。やはり、責任を持って大学が運営していく以上、私は、京都府の中でどういう位置にあるのか、予算の審議も含めて、大学がぼやとした存在ではいけないと思う。しっかりとした大学を中心とした法人格を備えて、その中で説明責任を明らかにしていくというのは、私は、時代の流れとして当然のことであると思う。

**【光永】**私は、知事の答弁を聞くと、結局、予算の問題、或は人員の問題、民間の導入、結局この効率化の部分ばかりだ。法人化が必要だという理由というのは。これは、大学100年の歴史の上に京都の府立大学、府立医科大学が存在しているわけですから、この歴史を活かして、よりよい改革を進めることが必要なわけで、まず効率化しか頭がないということは、大問題です。だから法人化は撤回すべきだということを言っています。府民的な論議をして、今後の改革についてはやって頂きたいが、法人化については、絶対だめだと指摘しておきます。

## 「認定こども園」について

【光永】次に「認定こども園」についてです。先の国会で認定こども園に関する法律が成立し、現在、都道府県で「認定こども園」の認定基準等を定める条例の制定が始められています。

認定こども園導入の最大の問題は、保育園や幼稚園などを民間に開放し、儲けの対象とするとともに、安上がりにすることです。「骨太方針 2003」に突然設置が盛り込まれ、本年 7 月 31 日の規制改革・民間開放推進会議の「中間報告」で「社会福祉としての保育を、子育て支援サービスへと転換することが必要」であり、「民間企業の参入を促すことが急務」とのべました。これは、介護保険、障害者自立支援法、医療制度改革など連続する社会保障改悪につづき、保育の分野にも同じ考えを持ち込むものです。

これまで、保育に営利企業が参入した結果、東京練馬区では昨年 12 月、区立保育園を株式会社ピジョンに委託し保育士の退職が相次ぎ、保育の質が問われる事態に陥り、また神戸市では 2001 年に開園した株式会社が運営する保育園が 2004 年に閉園するという事も起こりました。

こどもは社会の宝です。未来の宝です。それだけに乳幼児期の成長をはかるため、地域の実情をふまえた、よりよい条例を本府の責任で作りに上げられるかが問われています。

すでに、私の手元には保育士や保護者のみなさんから多くの意見が寄せられています。中には「保育園や幼稚園、こどもや保護者のことを考えたものにしてください」「なんで子どもに使うお金をケチるの?」「子どもを守る私たちは必死の思いで毎日がんばっている。現場の声を聞いてほしい」など切実な声ばかりです。こうした声に応え、議員団は 8 月 11 日と 9 月 21 日の二回にわたり、知事に対し申し入れをおこないました。

そこでまず伺います。条例制定の際には、子どもの権利条約にある「子どもの最善の利益を尊重する」という大原則を盛り込むべきですがいかがですか。

「認定こども園」のもうひとつの重大な問題は、直接契約方式と保育料の自由設定方式を導入することで、国や自治体が負ってきた公的責任が大幅に後退する可能性があります。しかも「規制改革・民間開放推進三ヵ年計画」では『認定こども園の実施状況をみながら』認可保育所にも直接契約制や保育料の自由設定の導入を検討」とのべるなど、今後、保育全般に広げようとしているのです。直接契約方式になれば、入所の可否が園の都合で判断されるなど、保育の必要な子が阻害される可能性もあります。しかも入所前のこうした事態を行政はつかむ責任も掌握する仕組みもありません。

したがって、行政の公的役割を後退させないことを明記するとともに、入園判定委員会など第三者機関を設置させること、市町村の決める保育料にあわせることを、条例に盛り込むべきですがいかがですか。

さて、教育や保育において人や施設は決定的に重要です。1970 年代前後から「ポストの数ほど保育所を」を合言葉に、保育条件や保育環境の整備の取り組みが全国で広がり、保育園でも幼稚園でも配置基準の設定など一定の水準が保たれてきました。京都市では、保育園や職員、保護者をはじめとした粘り強い取り組みにより、保育士の配置基準を国基準より上回る制度を設け、また他府県に例のない保育士身分を保証する民間保育園プール制など、保育水準の維持・拡充の努力がされてきました。

ところが、国から示された「認定基準」指針には、現行水準より低い基準の採用が設定され、しかも例えば職員配置について「満 1 歳に満たないこどもおおむね 3 人につき 1 人以上」などあいまいです。また、欠かすことのできない屋外遊技場は一定要件があれば代替地が可能とされ、食育やアレルギー対策など今日的な課題が多いにもかかわらず調理室は 3 歳以上は外部からの搬入を認めるなど大きな問題を含んでいます。

こうした中、北海道では概要で「職員配置は 0 から 2 歳児は保育所と同様」とし、また大阪府基準案では「職員配置は 3 歳児について国の参酌標準(案)を上回る基準を適用」としておられます。そこで伺います。認定基準は、職員配置、職員資格、施設設備について、京都の到達点を踏まえ、より充実する方向で設けるべきですがいかがですか。また営利企業の参入はその質を低下させる懸念があります。子どもには必要なコストをかけるため、実施主体は公益的団体に限定すべきですがいかがですか。

また認定基準以外についても課題はたくさんあります。例えばモデル事業で実施された施設で、保育士・幼稚園教員が有期雇用となるなど、保育や教育の継続性にかかわる問題や、また乳児への

ノウハウがないこども園の安全確保、幼稚園教員や保育士資格を現場で生かす研修などです。これらについて実施計画を作成し、それにもとづく進行管理をすべきですがいかがですか。

【保健福祉部長】認定こども園について、本制度は就学前の子どもに関する、教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律により、子どもが健やかに育成される環境を整備することを目的として創設されたもので、その運営については、子どもの最善の利益が尊重されるものです。認定こども園に関する行政の役割や、入所手続き、保育料の設定等については、利用を希望する子どもが入園できないことのないように、今回の法令により、制度的に担保されている。認定基準については、実態に即したものとなるよう、幼稚園、保育所関係者、利用者等で構成する検討協議会において、現場の視点からのご意見もお聞きし、教育水準や保育サービス水準の確保、しっかりとした情報開示、さらに、国の指針より踏み込んだ安心・安全の確保に配慮した基準案を現在検討中であり、この基準に適合したものについて認定することで、教育・保育の質が確保されるものと考えている。なお、今後、様々な課題については、関係者と十分議論の上、教育と保育を一体的に提供するために必要な研修を実施するなど、積極的に対応していきたい。

【光永】認定こども園については、今後、委員会等でも審議をしていくが、率直に言って、部長もお感じだと思うが、法律そのものが、そもそも欠陥だと言わざるをえません。だからこそ、本府で条例をつくる際には、京都の到達点をしっかり条例に盛り込むこと、また、様々な認定基準以外の課題もあるわけで、その点、十分に担保されるように全力をあげて頂きたい。そのためにも、検討協議会での論議をまたやって頂く、関係者の意見をよく聞いてみんなが納得できるものにして頂きたい。このことは要望しておきます。

## 介護保険制度について

【光永】次に介護保険制度についてです。

介護保険制度が導入されて6年。3年ごとに保険料が上がるどころか、国の税制改悪などで毎年毎年介護保険料だけでも膨れ上がっています。こうした中、本府では介護保険不服審査請求が700件を超えるなど、府民から悲鳴が上がっています。

私は、介護保険制度の改善を繰り返し提案してきましたが、今回の複雑で多岐にわたる改訂の中でも最大の問題は、介護が必要とされる軽度の方を介護サービスから排除するところにあります。本府は「医療が必要な人が医療を受けられ、介護が必要な人が介護を受けられる、そういった立場で国に言うべきは言い、府としてやるべきはしっかりやっていく」と述べてこられましたが、今回の介護保険全面改訂について、この点どう認識されていますか。お答えください。

さて、本府では介護保険実施当初、約5万8千人だった要介護認定者が本年3月には9万3千人へと大幅に増え、しかも要支援・要介護1の方の比率が36%台であったのが、今では50%近く増えています。ところが今回の要介護認定区分の変更で、これまで要介護1の方のうち6割が要支援となっています。その結果、パーキンソン病の方は日によって状態が相当違い、歩行困難、転倒の危険やたちあがり困難などあるにもかかわらず「要支援」となるなど、要介護認定が身体状態に偏重し画一的にされたため、生活状態全体を見ないものになっていることは問題です。またある95歳の方は、大腿骨頸部骨折後、週2回のデイケアでリハビリをうけ歩行機能を維持してきたのに、予防給付となり、デイケアが週1回の利用となる、要介護1で訪問介護の生活援助を受けていた方が、要支援となり1ヶ月880円から、回数は変わらないのに1300円に上がるなど月額報酬制となったことも大きなしわ寄せとなっています。このような負担増と介護とりあげは絶対やめさせなければなりません。

それだけに本府として今回の見直しに伴う在宅の方の実態を詳細につかむ必要がありますがいかがですか。同時に、訪問介護など回数制限され、それ以上は自己負担となってしまいます。せめて軽度者への訪問介護サービスは冠婚葬祭や病気等で家族が介護できないなど、回数制限を超えても必要性があった場合は緊急避難策としてヘルパー派遣への自己負担分への支援策を本府として設けるべきですがいかがですか。

今回の制度改正で給付の効率化と重点化が行われ、新予防給付の創設と地域包括支援センターが施行されました。私は地域包括支援センターにいくつか訪問し、お話を伺ってきましたが、どの現場も大変混乱しています。

私の地元・左京区で介護保険予防プランの取りまとめが行われましたが、プラン作成数だけを見ても毎月倍に増えており、実施後早くも総合相談支援業務など、やるべき課題と業務で大変です。

ある支援センターでは「職員はやる気マンマン。でも予防プランが増え、地域ケア協議会の準備の仕事も複数の小学校区を担当し、三人では動けなくなる」と心配の声が上がっています。本府では現在 90 箇所を超える地域包括支援センターが設置されていますが、そのほとんどが三人体制です。体制の強化をしようとしても、低い介護報酬や介護給付費の 2~3% など財政的上限が設定されており、責任ばかり現場にのしかかっています。したがって国が別立てで支援をすべきです。同時に本府として緊急に支援が必要です。いかがですか。

また、特別養護老人ホームなどの食費・居住費の全額自己負担が昨年 10 月から実施されて以降、本府では利用料が払えない方が、今年 3 月末まで 42 名、負担困難でやむなく退所となった方が 38 人へと増加しています。減免制度の創設がどうしても必要です。同時に、介護保険利用者支援緊急対策事業として介護保険施設に入所されるご夫婦の場合などを対象に利用者負担の軽減が実施されましたが、現在わずか 10 件程度で、その理由のひとつに資産状況報告があることが指摘されています。この改善が必要です。いかがですか。

一方、通所系サービスの食費は、社会福祉法人の 4 分の 1 に減らされた減免制度以外ありません。ある方は食費を入れて 3 回デイサービスを利用し約 5 千円だったのが、食費負担が増えたことで一万円を超えることとなり 2 回に減らすなど、大きな影響が出ています。北海道帯広市では、通所事業について、一般財源で補填し、在宅サービスの食費・滞在費・利用料を半分にし、今後も継続するとうかがっています。利用者の負担軽減のため、通所系の食費の減免制度の拡充や医療法人など社会福祉法人減免制度が使えないサービスへの減免制度が必要と考えますがいかがですか。お答えください。

**【保健福祉部長】** 介護保険制度について、制度改定にあたっては、介護を必要とする高齢者を社会全体で支え合うという制度の主旨を踏まえつつ、高齢者の経済的負担が過度とならないようにするなど、利用者本位の安定した制度とすることが必要。京都府としては、低所得者対策の充実、市町村等に対する必要な財源措置、新予防給付の円滑実施にむけての対応など、繰り返し国に提案、要請してきた。この結果、今回の制度見直しでは、低所得者に対して、居住費、食費の一定額を給付する補足給付の創設、社会福祉法人軽減制度の拡充等の対策が講じられるとともに、新予防給付の実施にあたっては、介護予防、地域密着サービス等、軽度者に対する新たなメニューが盛り込まれたところだ。府独自の取り組みとして、ショートステイを利用しやすい情報システムの構築、高齢者夫婦等の介護保険利用者に対する緊急支援事業などを実施したところだ。

制度改訂後の実施状況については、現在、市町村と連携して把握をおこなっているが、軽度者を対象とした訪問介護については、利用者の状況、ニーズに応じた利用回数の変更等が可能な仕組みとなっており、その旨、利用者には周知をはかっているところだ。

地域包括支援センターについては、市町村における介護予防の拠点として、地域の実情に応じて体制の強化を含め、様々な工夫をされて運営されているが、財源措置の充実等についても従前から国へ要望しており、今後とも、実態を踏まえて強く要求していく。介護保険利用者支援、緊急対策事業については、負担を感じておられる高齢者夫婦等を対象に、その生活実態に応じて軽減措置を講じる制度であり、要件として預貯金等の状況も含めた確認を行なっているが、申請窓口である市町村において、親切丁寧に相談に応じて頂いている。

通所系サービスの食事負担や社会福祉法人軽減制度を医療法人にまで拡大することについては、昨年 10 月と本年 4 月に実施した実態調査および、サービス利用状況等からみると大きな変化はなく、今回の制度改定の低所得者への影響はみられないものと考えている。いずれにしても、制度改定後の運営状況について、市町村等と連携して点検・把握に努めているところであり、改善が必要な点については、引き続き国へ強く提案・要請をしていきたい。

**【光永】** 介護保険制度について、幾つか答弁があったが、実態は、負担が多くて利用回数を減らした、或は、回数制限がされたという事態が、現に起こっているわけです。ですから、これは本当に深刻です。だから、実態をしっかりとつかむべきだと、私は提案した。先程、ご答弁であった市町村からの聞き取り、取りまとめ中という話ですが、今回の制度改定になって、介護のとりあげや、食費の影響など、そこまで踏み込んだ利用者の実態をつかむものにはなっていないと私は聞いている。だから、今後すぐ、そうしたものに踏み込んだ実態把握が必要だということを提案したわけで、この点を改めてお答え下さい。もう一点は、食費等の負担軽減制度について、これは施設の食費居住費の自己負担も深刻ですから、しっかりと実態をつかんで頂きたいのですが、施設については、特定入所者介護サービスの減免だとか、或は、京都府の保険料第四段階の一定条件の方への減免制

度がありますね。しかし、通所系については、社会福祉法人だけ、国制度で法人負担もある。しかも、減免制度というのは本当にわずかですが。しかし、医療法人については減免制度がないということになっています。利用者からすれば、社会福祉法人に行ったら減免制度があるのに、医療法人等に行けば減免制度がない。これはおかしいのではないかとこの声ができるのは当然だと思います。だから、国にしっかりと制度を作れと言うことと同時に、緊急に、これだけ負担が大変で回数を減らしたという事態があるのだから、京都府としても制度をしっかりとつくって頂きたいということを申し述べているので、その点、再度お答え頂きたい。

【保健福祉部長】介護保険の実態の把握について、現在、市町村と認定状況やサービスの利用状況、あるいは地域包括支援センターの状況等について、実態の把握を行なっているところです。社会福祉法人軽減制度について、今回、従来所得第二段階であったものを一部拡充がなされたところだ。いずれにしても、低所得者に十分配慮したものとなるよう、引き続き国に提案・要望をしていきたい。

【光永】介護保険制度は本当に負担が多くてサービスが利用できないという制度に、はっきり言って変質したと思います。そういう点では、やはり京都府が国に要望するだけでなく、国が緊急措置をやらないわけですから、京都府として緊急措置をぜひやって頂きたい。そのためにも実状をつかんで頂きたいと思います。いずれにしても、府民の命を守る社会保障制度は、命をないがしろにする制度になってはいけなくて改めて感じています。「必要な人が介護が受けられる」と京都府は言ったわけですから、必要な措置をとって頂きたい。そのことを強く要望して私の質問を終わります。

## 前窪義由紀 (日本共産党・宇治市及び久世郡) 2006年9月29日

【前窪】日本共産党の前窪義由紀です。通告している数点について、知事並びに関係理事者に質問します。

### 乙訓地域の水道問題 3万3千人の請願署名にもこたえ、府営水道協定を見直し、高すぎる水道料金を引き下げよ

【前窪】まず、乙訓の水道問題についてです。

2000年10月、乙訓2市1町に府営水道が導入されて以来、各自治体の水道会計は大幅赤字に転落し、水道料金の値上げが繰り返されています。その結果、府内でも異常に高い水道料金となり、住民の暮らしを直撃しています。ちなみに、家庭用の水道引き込み管が口径20mmで、1ヶ月の使用水量20m<sup>3</sup>の場合、宇治市2410円、城陽市2289円、木津町2331円などですが、それに比べて大山崎町は4220円、向日市4200円、長岡京市3858円と、府営水供給地域の中でも際立って高くなっています。

値上げの大きな要因は、京都府と2市1町との府営水道に関する協定により、使っていない水量分も含め、府に支払わなければならない仕組みになっているからです。その内容を05年度で見ると、乙訓2市1町が実際に使った水量は1日23450m<sup>3</sup>で、従量料金は1m<sup>3</sup>当たり36円、年間約3億1千万円になります。基本水量は1日46000m<sup>3</sup>と割り当てられ、使っても使わなくても、基本料金として、従量料金をはるかに上回る1m<sup>3</sup>当たり92円、年間約15億円に上ります。

自治体別では、大山崎町の基本水量は1日7300m<sup>3</sup>、実績水量は、2600m<sup>3</sup>で35.6%です。使っていない4700m<sup>3</sup>についても基本料金として支払っています。05年度の累積赤字は、6億4千万円を超える事態となり、再び料金値上げを迫られています。

長岡京市では、基本水量26000m<sup>3</sup>に対し、実績水量は15126m<sup>3</sup>で68.2%です。府営水導入以来、約8億円一般会計から繰り入れた上に、府営水導入以前の未処理利益積立金を繰り入れても、05年度末で7600万円の赤字です。

向日市では、基本水量12700m<sup>3</sup>に対し、実績水量は5726m<sup>3</sup>で45.1%です。水道会計は、一般会計からこれまで2億円繰り入れても、05年度末850万円の赤字、累積赤字は7億3千万円と膨れ上がっています。

いずれの会計も困難に直面する中、今年度も、2市1町の市長・町長から、知事に「京都府営水

道の供給料金に関する要望書」が提出されています。要望事項の一番目に「府営水道の受水費用が、乙訓2市1町の水道事業経営を大きく圧迫していることから、受水量等の弾力化について特段のご配慮を願いたい」と述べ、知事の英断を求めておられます。

一方、「高すぎる水道料金を引き下げ、大切な地下水を守ろう」と、乙訓2市1町の市民団体が、今議会に3万3千人もの書名を添えて、「府営水道協定の抜本の見直しを求める請願書」を提出されています。水道料金の軽減は、住民と行政の共通の願いとなっているのです。

そこで伺います。

昨年、私が、決算総括質問で、協定水量の見直しを求めたのに対し、知事は、これを拒否し、「2市1町の水道経営の健全化のためには、受益と負担という観点も見逃してはならない観点だ。市町においても利用拡大や水道事業の広域化による経費節減の方策が必要だと思う」と答弁され、いわゆる「健全化」は、住民と市町の責任だとする発言を繰り返しました。

## 過大な人口増加予測に基づく当初計画の誤りが根本原因 大企業に工業用水分の使用と負担を求めよ

**【前窪】**水需要が計画通り増えないのは、その根本に、過大な人口増加予測に基づく当初計画の誤りがあります。加えて、近年の節水意識の高まり等による省エネ・節水型社会の浸透があり、一般家庭や企業の水利用を益々減少させているのです。知事の答弁は、こうした問題に目をつむり、その付けを住民に押し付けるもので、道理はありません。今こそ、基本水量に関する協定を見直し、高すぎる水道料金の軽減を図るべきという声に、応えるべきではありませんか。あらためて知事の答弁を求めます。

そもそも、乙訓の府営水道は、大企業が無制限に地下水をくみ上げ、人口増と相まって地下水位が下がり、地下水による水道が供給できなくなる心配のもと、工場用の工業用水と住民の飲料用の上水道という2系列で、府が供給するはずでした。しかし、2系列の方針をその後、現在の上水道1系列に変更し、企業も住民も使用する前提で建設されました。しかし、地下水汲み放題の企業が、高い府営水を買うはずがなく、供給水量との乖離を大きくしているのです。さらに、乙訓浄水場の日吉ダムの水利権のうち0.07 m<sup>3</sup>は、京都市分が含まれていましたが、京都市はこの負担を放棄しました。企業や京都市の責任分まで、住民負担に回してよいのですか。いかがですか。

また、この地には、NHKの番組等で報道され、全国で話題になった豊富な地下水「京都水盆」があります。協定による基本水量は、このきわめて豊富な地下水を活用した自己水を切り捨て、府営水への転換を図れと言うものです。これは阪神大震災などで、防災面からも証明された地下水の活用や、水フォーラムでも多くの識者が指摘している水源多元論にも背を向けるもので、住民の安心・安全に逆行するものではありませんか。いかがお考えかお答えください。

**【企業局長事務代理】**基本水量に基づく基本料金は、地元市町からの強い要請により建設した乙訓浄水場の施設整備に要した費用の分担金として負担していただいているもの。

府としては、これまでも施設整備にあたり、地元市町から段階的整備の要望を受け、基本水量を当初申し出の3分の2に縮小して施設の整備を行ったほか、基本料金、従量料金の軽減等の施策を講じてきた。さらに、地元市町においても水道事業の経営健全化に向け、経費の見直しや組織の合理化等による経営の効率化に努められてきた結果、収益的収支に一定の改善が見られるところ。しかし、老朽化施設の更新等の課題を抱えているため、府としても、現在、地元市町で進められている水道事業の広域化の検討状況をふまえながら、市町とよく協議し、住民生活に支障が生じないよう取り組んでいきたい。

乙訓の府営水道は、工場用水を含めた都市用水として一本化することが、コスト面等から最も合理的であるとされ、地元市町からの申し出に基づき整備したものである。これまでも、地元市町では、工場用水を含め、様々な需要拡大に向け努力がなされているが、府としても、地元市町の取り組みに協力していきたい。なお、日吉ダムの水利権のうち、お尋ねの水量（京都市分0.07トン）については、段階的に施設整備を行い、料金化は行っていない。府営水道は、乙訓地域における地下水の過剰な汲み上げによる地盤沈下や地下水位の低下、枯渇、さらには、水質悪化を背景に、地下水とあいまって乙訓地域の住民生活を将来にわたり不安なく支えていくという、まさに、水源多元論をふまえて整備したものである。



## 府営水道に関する条例を運用し、 基本水量を変更するための協議開始を

【前窪】乙訓2市1町で広域化の検討を進めておられるという答弁でしたが、これはもう検討されて、一定の結論を出されています。統合するということでは相当経費がかかる。設備投資が大きくなるので、現実的でないという結論を出されているが、これについてはどうですか。私は、そのことを前提に論議をすれば、全く結論は出てこないと思います。本府の府営水道に関する条例を見ましたら、第二条二項には、知事と受水市町は、協議をして年間における一日あたりの最大給水量＝基本水量を決定すると定めています。第三項にも、知事と協議すると定めております。なぜ、この条例を運用して基本水量の変更について協議をしないのか。協議をした経過があるのか。当事者である知事の答弁を求めます。

2市1町では、この5年間、毎年使用水量が減りつづけ、いまや、年間100万立方メートルも減っています。知事の決算総括での答弁は、それでも住民に水を使ってくれということでありましたが、一方、企業が府営水を使わない。これが、一つの大きな問題になっております。府は、市町を通じてやっていますというけれども、府は当初計画で、企業の工場用水としても使っていくのだといっていたのですから、企業に対して、応分の水量、料金の負担を求めるべきだと思いますが、いかがですか。

また、京都市の水利権の放棄による水源費については、まだ、料金に課していないということがあります。今後、乙訓2市1町の住民、あるいは京都府営水道を供給している住民に転嫁をするということは、ないのですか。府が責任をもって対処すると理解すればよいのか。再度お答えください。

【企業局長事務代理】市町村と連携しながら取り組んでいきたい。

【前窪】第二問目の質問にこたえておられない。水道問題については、委員会でさらに、追求していきたい。

## 日々苦勞されている聴覚障害者の実態調査を行い、 いっそうの支援体制・施設整備の充実を

【前窪】次に、京都南部の聴覚障害者施策について質問します。

社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会が、独立行政法人福祉医療機構の助成を受けて、府南部に住む聴覚障害者を対象に、聴覚障害者の社会参加の促進に関する実態調査アンケートを実施されました。それによると、府南部でも、65歳以上の人が69%を占め聴覚障害者の高齢化が進んでいること、視覚や知的などとの重複障害で、社会的自立が困難な人も増えていることや、聴覚障害者の必要な施策として、情報やコミュニケーション、仕事、各種相談、交流や学習など多方面にわたるニーズが浮き彫りになりました。

宇治市以南には、相楽郡聴覚言語センター、城陽市障害者生活支援センター、宇治市障害者生活支援センターが設置されています。職員は京都市聴覚言語障害センターからそれぞれ1人程度配置され、実施している事業は、各施設により若干の違いがありますが、聾啞者・難聴者の相談、手話通訳・要約筆記者の派遣コーディネートなどを行っています。

しかし、いずれの施設でも、難聴児・者の聴力測定や難聴幼児の通園には対応できず、京都市児童福祉センターや京都市聴覚言語障害センターに通所しなければならないのが実態です。また、デイサービスも実施していませんし、場所もありません。現在、「山城お試しデイサービス」として、場所を移しながら、京都府聴覚障害者協会が試行的に実施されています。

私も直接お話を伺いましたが、40歳で突発性難聴になった60歳代の女性は「一人で病気になったときが不安、綾部のいこいの村栗の木寮のように聴覚障害者でも安心して入れる施設、何でも相談できる施設がほしい」、65歳で難聴になった70歳代の男性は「聞こえないことが理解されずつらい、病院で呼び出しが聞こえず、順番を飛ばされたり、電車が事故で発車できなくても、何が起こったかわからずいつまでも待っているなど、他の障害者に比べわかりにくく、白い目で見られることがしばしばです」、40歳代の男性は「府北部では、綾部のいこいの村聴覚言語障害センターを中心に日常生活を支える体制が整いつつあるが、府南部ではこれからだ。聴覚障害者が安心して地域で暮らせる拠点がどうしてもほしい」などと、切実な願いや悩みを語られました。



府南部には、聴覚障害者が2,000人近くおられます。これまで関係者の努力で、各種の事業がすすめられてきていますが、さらに、聴覚障害者に寄り添った支援施策として、情報提供、ディサービス、手話通訳・要約筆記者の養成・派遣、災害時の対応など、体制・施設の整備が急がれています。

このような要望を集約した形で、南部広域行政圏では、本府に対し、1999年度から毎年繰り返して、聴覚障害者情報提供の機能を備えた施設の整備を要望されています。そこで伺います。本府においては、これまで京都府域をカバーする施策として、京都市聴覚言語障害センターに事業を委託するなど、京都市や社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会と共同で取り組み、市町村事業とも連携してすすめてこられました。京都南部の聴覚障害者の置かれている現状と課題について明らかにするとともに、課題の克服に向け一層の取り組みの強化を求めるものです。いかがですか。また、京都南部の聴覚障害者の暮らし等の実態調査を早急を実施すべきと考えますが、合わせてお答えください。

**【保健福祉部長】**聴覚障害者のニーズや実態については、南部地域も含め、市町村等を通じ、また、当事者団体からも生の声をお伺いし、その把握に努めている。

こうした中で、コミュニケーションの確保や生活相談、また、本年度から始まった障害者自立支援法への対応などが重要な課題であると考えている。

このため、府としては、手話通訳者や要約筆記者の養成・設置・派遣や盲ろう者通訳介助員派遣、生活相談事業等を積極的に行うとともに、全国唯一の手話研修の拠点である全国手話研修センターの整備に支援を行い、手話普及や情報・コミュニケーション支援の基盤の充実をはかってきた。

さらに、今回の障害者自立支援法の施行に際し、安心して障害福祉サービスを受けていただくよう、府独自に全国トップレベルの利用者負担の軽減措置を行っている。また、10月からは、地域生活支援事業として、市町村が実施主体となるコミュニケーション支援事業が実施されるが、府内全市町村においては、利用者負担を無料にされるなど、大変努力いただいている。

## 99年度から毎年要望されている 南部の聴覚障害者情報提供施設の整備を

**【前産】**本府として今後どうしていくのかということが、十分感じられませんでした。南部のすべての市町村が構成している広域市町村圏から、毎年、情報提供施設の要望が出ているのです。こういう重みについては、どうお考えか。私は、これは、しっかり受け止めていただかなければならないと思います。実態調査を含めてどうするのか。再度答弁を求めます。

**【保健福祉部長】**当事者団体、市町村等からよく実態をお聞きし、把握をしている。

## 市町村合併による住民サービスの後退は明らか

**【前産】**次に、市町村合併についてです。

これまで京都府は、合併新法に先駆けて設置した「支援委員会」により市町村への様々な「助言」を行い、知事は「場合によっては勧告権を行使する」と発言されてきました。そして今回、「市町村合併に関する構想」を発表、つねに総務省の先を行こうとしてきました。

しかし、こうした市町村合併の事実上の強要は、国の地方自治切り捨てと道州制導入の受け皿にはなっても、地域住民のためにはなっていないことは、この間の経験からすでに明白です。私は、府内の合併第一号となった京丹後市の実情をお聞きしました。

まず、住民サービスの後退です。水道料金が2倍～3倍になり、国保料が跳ね上がる。その一方、かつて各町にあった住民のための独自施策は、大半がカットされるか廃止されたのが実情であります。その中には、網野町の住宅改修助成、久美浜町や丹後町の子宝支援、丹後町の若者定住対策やパイプハウス補助事業、弥栄町の高齢者福祉施策など、住民の暮らしを守る大切な施策が含まれています。ここまでやっても借金は997億円と膨れ上がっているのです。

また、大規模なリストラと自治体の公的責任の後退です。先の台風災害対応では、振興局の広域統合と相まって、市町村合併の弊害が端的に現れました。初動対応の遅れやボランティアの受入れ態勢の不備など、多くの批判が出されたことは記憶に新しいところです。

その上、いま問題になっているのは、市職員230人、24.3%削減を5年間でやろうという計画

です。そのために、市が100%出資する人材派遣会社を立ち上げて、正規職員を派遣に置き換えようとしています。これでは、住民の安心安全など、行政の最低限の公的責任がますます果たせなくなるのではないかと、不安の声が上がっています。

そこで伺います。知事は、市町村合併による住民サービス低下などの弊害をどう捉えておられますか。本府は先月、「京都府における行財政連携と自主的な市町村合併に関する構想」を発表されましたが、この中では「住民へのきめ細かな行政サービスの後退」、「周辺部の衰退」などの問題点を認めざるをえませんでした。住民にとって取り返しのつかない弊害を、お認めになる以上、今後、府南部地域をはじめ、国のお先棒をかつぐ合併誘導は、いっさい行うべきではありません。いかがですか。

## 住民に何のメリットもない宇治・城陽・宇治田原・井手の合併 府による合併の押し付けや強要につながる関与は行うべきではない

【前窪】さて、宇治市、城陽市、宇治田原町、井手町の合併をめざす「任意協議会」が、7月10日に発足しました。会議後の記者会見で、会長に選任された久保田宇治市長は「合併ムードは冷めており、もう一度再燃させたい」と述べています。

この間、02年10月に、今回の4市町に八幡市、京田辺市、久御山町を加えた7市町で「任意協議会」を設置しましたが、合併への合意が得られず解散しました。さらに、05年2月にも再び合併をめざして、7市町の首長が協議しましたが、このときも進展せず頓挫しています。にもかかわらず市民的な議論もないまま、冷め切っている4市町合併を、すすめているのです。

そもそも2市2町合併には、最高裁判決に言う自治体の要件としての「住民が経済的文化的に密接な共同生活を営み、共同体意識を持っているという社会的基盤」は、きわめて薄いのです。郡は歴史的に住民の交流があった地域ですが、2市2町は郡をまたいだ組み合わせです。また、通勤・通学などの人的交流は、国勢調査の結果でも極めて少ないのが実態です。合併して中核市をめざすとも言っていますが、29万人程度にしかなりません。人口減少期に1万人も増やそうとすれば、大規模な開発を行うことになり、財政破綻につながるものです。

合併しても住民にとっては何のメリットもなく、合併しなければならない切迫した理由もない合併だからこそ、過去何回も頓挫し、今回も合併ムードは冷めているのです。「任意合併協議会」に、広域振興局長等を参画させている本府が、合併の押し付けや強要につながる関与を、どのような形でも行うべきでないと考えます。ましてや、知事の勧告権は行使すべきではありません。いかがですか。お答え下さい。

【知事】地方分権の大きな流れの中で、多くの市町村において、自らの将来をかけて、地域のあり方に関する議論が行われ、府内でも、市町村合併が進展してきた。合併に関しては、住民ニーズの増大や厳しい財政状況などを総合的に勘案し、市町村ごとに異なる事務や施策を、どう統合すべきかの調整が法定協議会を通じて行われてきた。その結果、例えば、京丹后市における健康診断の自己負担軽減などのように、充実されるサービスもあります。片方だけを取り上げて議論するのは、私は偏った議論だと思うし、この間とくに、市町村では、交付税の大幅な減、これは、都道府県も同じですが、非常に財政状況の苦しいところがあります。では、合併をしなかった市町村で、サービスが維持できたかどうか。そういった点も含めて、総合的な判断から各市町村は、いま取り組んでいるわけで、私どもとしては、そうした市町村の真剣な議論、それをふまえた判断というものを尊重するのが府の立場である。市町村合併については、平成13年に、府と市長会や町村会が共同で策定した「これからの市町村のあり方について」、これは、私も委員でしたが、その中で示しているように、行財政基盤の強化や日常生活圏の広域化に即応したまちづくりなどのメリットと、その一方で、地域コミュニティの希薄化などのデメリットを指摘している。問題はどうすれば、そのメリットを最大限に引き出すとともに、デメリットを抑えられるかということであり、なにかデメリットがあるから、すべて前に進まないということでは、これは、非常に後ろ向きだといわざるをえない。このような観点から、府としても合併市町村に対し、支援を行うこととし、今後も市町村の総合的な選択を尊重するとともに、支援をしていきたい。宇治市、城陽市、井手町、宇治田原町の任意合併協議会の取り組みについても、今まさに、地域の将来を見据えた議論が進められているところであり、府としては、関係市町からの要請を受けて、広域振興局長が広域的な立場からの意見をのべるために議論に参画している。今後とも、地元の自主的・主体的な取り組みをふまえつ

つ、市町から要請があった場合には、必要な支援を行っていきたい。

**【前置】**この問題では、いろいろ「メリットもデメリットもある」。こういうけれども、知事は、これまで、府が合併協議会の会議を招集したり、あるいは、総務部長が当該する自治体に直接乗り込んで、合併を誘導してきた。こうした経過もふまえるならば、南部の合併問題について、こうした押し付け、あるいはいろいろな介入は、絶対にやってはならない。このことを約束できますか。知事、答弁してください。

**【知事】**法定協議会の招集権というのは、法定協議会にあるので、府が招集するなどということは、ありえませんし、できませんので、それは、間違いとして申しあげておきます。それから、総務部長が意見をきかれ、会議に参加するのは、あたりまえのことですから、それを、行ったらなにか問題だというのなら、府の職員に仕事をするなどといったのに等しい話なので、それは、全く納得できないものです。市町村合併というのは、市町村長が提案をし、各市町村が議決をして初めてなるものであり、府においては、この府議会が議決して初めて成立をするものです。それに対して、知事というのは、実は権限をもっておりません。そういった点をふまえて、あくまで府としては、こうした、自主的な市町村の動きをしっかりと支えていく。

**【前置】**この問題では、知事、総務部が文書を出して招集したという経過もあります。私はそういうことは、すべきでない。また、陰に陽に圧力をかけることはすべきでない。こういうことを申し上げておきます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

**新井 進** （日本共産党・京都市北区）

2006年9月29日

## 「鴨川条例」 京都市の責務も明記し、実効ある条例にせよ

**【新井】**日本共産党の新井進です。先に通告している数点について知事並びに関係理事者に質問します。

最初に、「鴨川条例」についてです。

今年度「鴨川条例検討委員会」が設置され、「条例」制定に向けての検討が始まり、先日も「条例素案」が示されたところです。私は、これまでから本議会で、美しい鴨川を未来の世代に引き継ぐため、「鴨川保全条例」の制定や保全ゾーンの設定などを繰り返し求めてきましたが、いよいよ具体的検討が始まったことを歓迎するものです。

これまで本府として、治水対策とともに「花の回廊」や鴨川公園整備など、鴨川の親水性の向上が図られてきましたが、他方では上流域での「産業廃棄物中間処理施設」の建設や「建設資材置き場」が増えるなど、鴨川の水質と景観保全に逆行する事態が野放しにされ、多くの住民が心を痛めてきました。

また、治水のあり方や景観をめぐるのは、荒巻知事時代に府が治水対策を理由に「鴨川ダム建設」や「地下トンネル」を計画、さらには榊本京都市長が「ポンデザール橋建設」を計画し、京都府・市民だけでなく京都を愛する全国の人々からのきびしい批判を受けて中止に追い込まれるなど、鴨川のあり方は、多くの人々が大きな関心を寄せてきました。それだけに、今回制定される条例が、これらの人々の期待と関心に応えた実効あるものとなるよう、強く求めるものです。

そこで今回示された条例素案をもとに数点質問します。

第一に、実効ある条例とする上で、京都市が府と一体となって鴨川の保全に取り組むことが欠かせません。

鴨川の管理者は京都府ですが、鴨川の治水対策においても、水質保全や景観保全においても、その多くの責任と権限が、政令市である京都市にあります。府の権限の範囲内での条例にとどめるならば、それでは実効ある「条例」とはなりません。このことは「懇談会報告書」でも「府市協調条例とすること」や「京都市権限施策との協調」が指摘されています。ところが「条例素案」には、京都市がどのような役割と責務を果たすのかは、何らかかれていません。

まず、「基本理念」では、「府、府民、事業者及び鴨川等利用者が認識を共有し、取り組みを一体として行う」と書いていますが、京都市が除かれています。また、「関係者の責務」でも、「府、府民及び事業者、鴨川等の利用者の責務」は書かれていますが、ここにも京都市は書かれていません。あるのは「府の責務」の中で、「京都市と価値観を共有し、協調しつつ必要な措置を講じる」とさ

れているだけです。鴨川の保全に大きな関わりを持つ京都市の役割、責務がなぜ書かれていないのか、明記することが必要なものではありませんか。

【知事】「鴨川条例」検討の過程では、京都市の話が出てきたが、平成12年に施行された地方分権一括法により、地方自治法の関与法定主義があり、そのなかで都道府県と市町村は対等であるとの考え方から、市町村の事務について府は基本的に条例で規定を設けることはできないのではないかとされており、また分権推進の観点からもそれは適当でないとされている。鴨川の問題では、昨年12月の府の私と市長との懇談会の席上で京都市長から鴨川の景観をよりよくするために京都府もぜひ頑張ってもらいたいという主旨の話もあり、条例検討委員会にも京都市の関係部局に参加してもらい、ともに検討を進めている。

【新井】二つには、こうしたことから、「治水対策の推進」でも「雨水の鴨川等への流出を抑制するとともに地下水の涵養による健全な水循環を確保する」とし、府民及び事業者の協力は求めながら、京都市の権限に属する鴨川等の流域の開発抑制や雨水流出抑制施設、道路等の透水性舗装の促進など、なんらかかかれていません。これでは実効ある治水対策が十分とれないではありませんか。どのように考えておられるのですか。お聞かせください。

三つには、「鴨川環境保全区域の指定」についてです。私もこれまでから「鴨川保全ゾーン」を設定し、鴨川の水質や景観などを守ることを求めてきたことから、この「保全区域の指定」は、歓迎するものですが、内容的には極めて不十分だといわなければなりません。「条例素案」では、この保全区域は、鴨川への土砂の流入等を防止するためのものとされています。これでは、擁壁などで土砂流入防止措置を行えば、開発ができることになるではありませんか。しかも、指定する鞍馬川合流点以北は、河川敷の範囲は極めて狭く、すでに産業廃棄物中間処理施設建設に際して行われているように、鴨川に接する境界ぎりぎりまで開発を認めることになり、開発抑制にはならないのではと危惧しますが、いかがですか。

この「保全区域の指定」は、京都市の協力も得て、鴨川の水質や環境に負荷を与え、環境、景観をこわすような開発、建造物の建設は、原則的に認めないものとし、既存の産廃中間処理施設や建設残土なども設置者の協力を得て、撤去の方向へすすめてこそ、鴨川の水質や景観を保全できるものではありませんか。こうした積極的なものとすべきですがいかがですか。

条例検討委員会でのあいさつで知事も「事務局の説明資料には他法令で対応できないもの、かつ京都府の所管事務であるものについて規制・誘導を行うと書いているが、鴨川に関することは、基本的にはすべて京都府の所管だと考えているのであまりそのことにとらわれないようにしていただきたい」と述べられています。またこれまでから「府市協調」を言われているのですから、京都市長と協議し、京都市の責任と役割についても、この条例に明記できるようにすべきと考えますが、いかががお考えかお聞かせください。

【知事】条例素案では流域全般にわたる課題について、関係者が意見交換して取り組みの方向性を検討する場として鴨川府民会議の設置を提案しており、ここにも京都市の参加をお願いするとともに、会議の合意をふまえて条文の見直しを行い、将来的に府市協調で条例が成長していくようにしていきたい。今回の条例で新たにとりくもうとしている環境保全区域は、鴨川への土砂流入を未然に防止し、河川の環境を守るために設けるものであり、川の周辺区域における開発や産業廃棄物処理施設等の課題にあたっている京都市と十分に連携をしながら鴨川上流域の環境保全につとめていきたい。

【新井】第二に、鴨川の水質の悪化を防ぎ、鴨川本来の生態系を維持するため、上流域、中流域、下流域それぞれで「水質基準」を定め、条例に明記することです。高知県の「四万十川・基本条例」では清流度、窒素・燐にかかる指標、水生生物にかかる係数などの基準を定め、保全するため知事が総合的かつ有効適切にとりくむよう求めています。

鴨川においてもすでに、珪藻類に奇形が見つかるなど、水質の汚濁が水生生物に悪影響を与えているだけに、こうした基準を設定し、府と京都市、事業者、府民が「水質基準」を守り、向上させるための取り組みをすすめることが必要と考えます。いかがですか。

【知事】水質については、府は環境を守り育てる条例などのなかで、水質汚濁防止法よりも厳しい排水の上乗せ規制を定めており、京都市においてこれらの条例や法律にもとづき水質監視測定や事業所に対する指導が行なわれており、府も引き続き連携をはかっていく。この「京都府鴨川条例」(仮称)を府市強調の象徴となるようにとりくんでいきたい。

【新井・再質問】ただいま、府の条例に市町村の責務や役割を書くというのは地方分権法の関係で

難しいと答弁がありました。確かに、市町村の自治権を尊重するというだけでは必要な判断だと考えます。しかし鴨川の保全のように、ひとり京都府だけでは保全ができない、市町村との共同したとりくみが必要な場合に市町村との協議のうえその役割や責務を書くことが府民全体の利益を守るうえで必要な場合はありうると考えます。現に平成13年に制定された高知県の四万十川条例ではそうになっており、県民や市町村の中ではこれを自治権の侵害と捉えるよりも四万十川を守るために必要なものと歓迎されています。そして現に「分権対応の条例規則の手引き」のなかでも「注」として「協議などの非権力的な関与にかかわる規定が都道府県条例において定められる際に制度の企画立案段階において市町村が参画し、都道府県と市町村が共同して対等協力の立場で条例制定作業を行なう場合も考えられる。これも規制をするわけにはいかないのではないか。」自治立法として都道府県と市町村が共同で自治立法権を行使する、こういうことも考えられるということが、このなかでも示されています。そういう意味では、内閣法制局におられた知事ですから、新たな自治立法権のあり方も含めて、ぜひ研究いただきたい。そうでなければ、今までの府が鴨川の問題をめぐって京都市との間で大変な苦勞を担当者の方がされてきたわけで、こうした問題を考えた時にはこれがどうしても必要だと思います。

もう一点質問ですが、一つは京都市の役割や責務を明記せずに保全区域の実効性や開発抑制、水質保全などが条例上は何によって担保されるのか、もう一つは、水質について今回鴨川条例をつくるわけなので、鴨川にふさわしい水質を定めることが当然必要です。あらためてお答え下さい。

**【知事】**確かに245条の2法令の関与主義についての総務省の見解は、私も厳しすぎるのではないかという気がしている。ただ、たぶん四万十川の条例などの場合をみても、都道府県がそういうことを書く場合には基本的には市町村間で統一的な基準をつくっていかうとか、市町村の調整をしていかうという本来の都道府県の役割からやっているようなものであり、それをこえてまさに鴨川のように京都市だけ適用できる規定を、しかも政令指定都市である京都市に対して府議会の条例で規定するということは、おそらく前例がないと思う。それはまさに国、都道府県、市町村という権力的なヒエラルキーのなかでの発想だと思うので、私はそのような権力的な発想をとることはないと思う。そのなかでは、十分に協議の場を設け、お互いの事務、役割をしっかりと調整する、それは府民会議等を通じてやっていきたい。そのことによってはじめて条例の実効性を担保していくのが、地方分権の時代の当然の考え方ではないかと思っている。

水質規制については、鴨川の上流、中流、下流で水質規制が違うみたいな、そういう話もまた、私はちょっと理解ができませんけれども、十分にこれから水質問題についても環境の育む条例等を通じて市町村と連携をとりながら実効あるとりくみを進めていきたい。

**【新井】**一つは、四万十川の条例については、知事もよくお読みいただきたい。基本原則の中にも、そして流域市町の役割の中にも明確に市町のそれぞれの役割を明記している。ぜひ参考にさせていただきたい。もう一点は、府県と市町村が共同で自治立法を行なうという権限については、研究して切り開いていく問題だと思うので、ご検討いただきたい。

私は、珍しく知事と私たちが共通している、「美しい鴨川を守っていかう」ということで一致しているのですから、実効あるものとしていただきたい。

## 農業を守る基本条例制定を、再生産を保証する価格対策、所得保障を

**【新井】**次に、農業問題について質問します。

05年農業センサスの結果を見ますと、京都の農業と農村が、ますます深刻な状況においこまれていることに、私は危機感を持たざるを得ません。

農家数は、10年前に比べ16%、7,683戸減少し、約39,000戸となりました。これは1,960年の半分以下の農家数です。耕作放棄地も、10年前に比べ1.43倍、1,613ヘクタールにも上っています。

さらに深刻なのは、担い手の状況です。60歳未満の男子専従者がいる農家は、わずか2,391戸、6.1%に過ぎず、65歳以上の農業就業者が52.9%と、今回始めて府全体で過半数を超えました。中北部地域はさらに深刻です。中部地域では74.3%、丹後地域では69%、亀岡盆地で60.7%が65才以上なのです。これらの農業従事者が5年、10年後リタイアする時期を迎えれば、京都の農業と農村を守る担い手がなくなり、崩壊の危機に直面することは明らかです。

こうした事態をまねいたのは、これまでの国の農政が、家族経営を中心とした日本の農業を守り、食糧自給率を高めるのではなく、財界・大企業と農産物輸出国であるアメリカのいいなりに、日本

農業の実態とかけ離れた規模拡大と効率化、輸入自由化の拡大と国際競争力強化の押し付けを進めてきた自民党農政の結果です。

そのうえ、今回の「品目横断的経営安定対策」です。大規模経営以外は農政の対象からはずすというもので、諸外国でも例を見ない家族経営と小規模農家切り捨ての日本農業破壊政策です。これには多くの農業関係者から批判と怒りの声があげられています。

私ども日本共産党議員団がとりくんでいる農業委員や農業関係者のみなさんへのアンケートへの回答でも、「小規模農業者が大半の中で、この政策はおかしい。もっと農家、農業の実態を把握すべきだ」「これまで以上に農家経営が成り立たなくなる」「新対策には反対。食糧供給、多面的な役割を持つ農村を大切にすれば、すべての農家の経営を成り立たせる政府の補填が大切」「わが国は古来より瑞穂の国、この普遍的思想を忘れることなく農政を進めてほしい」「農家はもう末期ガンだ」など、厳しい批判と切実な声が続いて寄せられています。

まず、知事にお聞きしますが、こうした農家の実態や声をどう認識されているのか。また、国の農政の対象から京都の農家のほとんどが除外されるもとで、京都府として、家族経営、小規模農家を守るため、どうされようとしているのか、決意とあわせてお聞かせください。

いま多くの農家と農業関係者が、京都府が、今後どのような農政をすすめるのかが、期待し、注目しています。そこでいくつかの提案を含め、数点質問します。

第一に、国の農政の転換を求めることです。本府も 19 年度予算要望で「経営所得安定対策の実施にあたっては、全国一律ではなく、地域実態特性をふまえた担い手の育成確保を」ともとめていますが、いま問題なのは、経営所得安定対策の部分的手直しではなく、国に対し根本的な転換を求めることではないでしょうか。

我が国の穀物自給率が 28%、カロリーベースで 40%という、砂漠か、ツンドラ地帯並みの自給率に落ち込んでいるにもかかわらず、小泉前首相は「もうこれ以上『農業鎖国』は続けられない」といって、WTO 交渉での市場開放をいっそうすすめること、政府自身の計算でも販売農家の 4 分の 3 を首切る農業構造改革、品目横断的経営安定対策を「スピード感を持って推進する」と推進してきたのです。この日本の農業と農村を破壊する農政を転換し、自給率の向上の目標をもち、日本農業の生産を振興する政策への転換こそ求められています。いま、各国の食料主権を踏みにじり、多国籍企業とアメリカなどの農産物輸出国本位の WTO 農業交渉も、食料主権を守ろうとの世界の世論のもとで、完全に行き詰まっています。

知事として、こうした農政の転換を国に強く求めることこそ、京都の農家と安全で安心な食料の安定的供給を求める府民の期待に応えたものとなります。知事の認識と決意をお聞かせください。

**【農林水産部長】** 2005 年センサスでは、販売農家数が 5 年前と比べて約 15%減少、農業就業人口も 65 歳以上の占める割合が約 63%と高齢化が進み、さらに耕作放棄地も約 14%増加するなど中山間地域を中心に農業、農村をめぐる状況は大変厳しい。とりわけ担い手問題については、これまで野菜やお茶などの振興をはかる中で認定農業者については着実に増加しているが就業人口の減少が続くなど緊急を要する課題である。このため多様な担い手の確保を基本としつつ、新規就農のいっそうの促進などの抜本的な強化をはかるため、現在「農の担い手確保・育成アクションプラン」の策定を進めている。品目横断的経営安定対策を柱とする国の農政転換は、自給率の向上と、米、麦、大豆を中心とした土地利用型作物の経営規模の拡大をめざすものである。中山間地域が府域の 7 割を占め、経営規模の小さな農家が多い京都の実態からみるとこれらの施策をそのままの形で導入することは京都府農業の振興に必ずしもつながらない。これまでから国に対して地域の実態や特性をふまえた担い手対策を講じるよう強く要望してきた。府としては、より多くの農家が国の施策の対象となりうるよう農作業受託組織の経営力の強化とこれらの組織に参加する農家数の拡大に向けたとりくみの強化をはかる。

**【新井】** 第二に、こうした国の農政がすすめられるもとで、いかにして京都の農業と農村を守るかということです。そのために私は、京都の農業と農村を守るための基本条例を制定することを求めるものです。

すでに、青森県や秋田県、宮城県など、調べてみると 16 県で農業基本条例が制定されてきています。

また、先日調査にお伺いした岐阜県では「県民食糧確保計画」を作成し、全国で初めて県内自給率目標を設定し、品目毎の生産目標とそれを実現するため、学校給食への品目毎の助成をおこなうなど地産地消の推進に積極的に取り組んでおられます。農産物の輸入自由化が拡大されるもとで、

目標どおりにはすすんでいませんが、その積極的取り組みには見習うべきものがあります。

国が農業と農村破壊の政策を強引にすすめてきているいま、本府がその防波堤となって、家族経営と小規模農家によって維持されている京都の農業と農村を守り、その振興を図る総合的な施策を進める基本条例を制定することがいま必要となっているのではありませんか。このことが困難な中、農地とふるさとを守りがんばる農家や関係者を励ますことにもなります。いかがですか。

**【農林水産部長】**基本条例の制定については、中期ビジョンにおいても環境や文化を生かした地域づくりの視点も含めて、総合的な施策展開をかかげている。さらに重点的課題については、アクションプランとして、収益性の高い農業の実現にむけた、「ブランド京野菜等倍増戦略」、地産地消のとりくみを進める「いただきます地元産プラン」、幅広い府民の農とのふれあい促進、多様な担い手の確保をめざす「農のあるライフスタイル実現プロジェクト」などを策定し、積極的な推進をはかっている。

**【新井】**第三に、農業の再生産を保証する価格対策、所得保障を拡充することです。政府は価格保証を事実上すべてなくそうとしています。いま米価は農協の買い上げ価格で14000円です。500ミリリットルのペットボトル入りの水は120円前後ですが、同じ量の米が100円にも満たないのです。これが雨降る中でも、暑い夏の時期にも稲の生育を管理する農家のみなさんの半年間の労働に対する報いなのでしょうか。稲作農家の日給は2959円にしかありません。これは製造労働者の時間給にも満たないのです。仮に地域最低賃金が保証されれば、米価は18000円弱になり、時給1000円になれば米価は2万円になります。こうした最低の保障なしに、「規模拡大」「効率化を」と言っても、農業生産は続けられません。

今度の品目横断経営安定対策では担い手になっても、稲作では、この低い米価がさらに下がった場合に9割保証しようというもので、再生産を保証するものではありません。

府として政府に対し、再生産を保証する米価を基準とし、それ以下になった場合に、国の責任で補填する不足払い制度を実現するよう強く求めるべきです。いかがですか。

また、本府は「環境こだわり農業」をすすめています。これまでから求めているように、これへの助成措置や、条件不利地での耕作への助成などを行うべきです。滋賀県では「環境農業直接支払い交付金」として、10アール当たり、稲作で5000円、野菜で30000円などの助成を行っています。兵庫県でも「コウノトリをはぐくむ農法」を確立し、これに取り組む農家には、10アール当たり4万円から5万4千円の助成を行い、JAも「このとり郷米」として3500円増しで買い取るなど、農家の所得を保障する仕組みをつくっています。

米価が下がり続けるもとでも、稲作に意欲を持って取り組んでもらうためのこうした工夫に学んで支援策を検討すべきと考えますがいかがですか。

さらに、本府も、京都の米を学校給食、福祉施設や病院などで活用をよびかけていますが、福祉施設や病院などでの活用にはなんの助成措置もありません。府として「環境こだわり農業」でつくられた米などをこうした施設に積極的に活用できるよう助成措置を講じて、農家には再生産を保証できるだけの米価とする制度を作るべきです。

**【農林水産部長】**米の価格対策については、産地間競争の激化や米価の下落傾向が強まるなかで、国に対しては米価下落に歯止めがかかる実効性あるしくみづくりとあわせ、米価の下支え機能をもった価格変動対策を講じるよう要望している。府としては、稲作経営の安定をはかるうえで、大消費地を抱える立地条件を活かし、京都米をより安定的かつ有利に販売していくことが重要と考えており、環境にやさしい技術の普及や機械の導入助成等により、安心安全な京都米づくりをすすめるとともに、学校給食や病院、福祉施設での利用促進を進めてきた。さらに、府の職員が生産、流通関係者と一緒になって小売店や企業の社員食堂等に出向き、京都米の利用を働きかけるなどのとりくみをすすめており、消費者の関心の高まりもみられる。

**【新井】**第四に、担い手が高齢化し、減少するもとで、何とか村の農地を守ろうと集落ぐるみの集落営農組織や受託組織が作られ、集落のコミュニティーの維持にも大きな役割を果たしています。しかし、これらの組織も、米価が下落し、農業機械購入や更新の負担が重くのしかかり、組織の維持自身が困難になっています。府としてこうした集落営農や受託組織に対し、一律に「品目横断的経営安定対策」の担い手になるための「法人化や経理の一元化」などの支援だけでなく、実態に応じた支援策を全面的に検討すべきと考えますが、いかがですか。

**【農林水産部長】**農作業受託組織については、地域農産物の加工や都市農村交流事業など地域産業の核としての役割を果たしていくことも大切である。平成17年度からは、農業農村活性化経営体



づくり事業により、加工や販売に必要な施設の整備等に対し、支援を行なっている。さらに米の生産受託にとどまらず、京都ならではの黒大豆、小豆等の生産主体として育成し、その経営強化をはかるため、本年度新たに中山間地域等特産物育成事業を創設し、農業機械の導入等に対し支援を行なっている。

**【新井】** 京都の農業と農村の深刻さについては認識されていると思う。しかし京都の農業と農村をここまで追い込んだ国の農政に対しては転換を求めないということでは、本当のところ守ることはできない。これまで続いてきたやり方が、全国各地で農業や農村を破壊してきたことについては明らか。そういう意味では、府が府民の食糧の安全な供給のため、農業と農村を守るためにはこのことが必要だということを描き指し示しておく。

同時に府が今後対策を行なっていくうえで中心に何をおくかが問われている。農業の担い手がどんどん減っていく、その最大の原因は、米や農産物の価格が下落し、農家の暮らしが成り立たないどころか、生産費すらまかなえない。こんな状態を放置しておいて農業をやろうという担い手は育たない。今何より必要なのは、農業生産に意欲をもてる価格保証、所得保障をしっかりと行なうこと。ところが「農の担い手確保・育成アクションプラン」の検討でも、農業ベンチャー法人の育成や農地利用の集積などは書かれているが、所得保障や価格対策についてはなんら書かれていない。これを正面からとらえてこそ、担い手を育成することができる。私は農業生産の中心である稲作への所得、価格対策の問題を具体的に提案したので、今後ぜひ真剣な検討をお願いする。